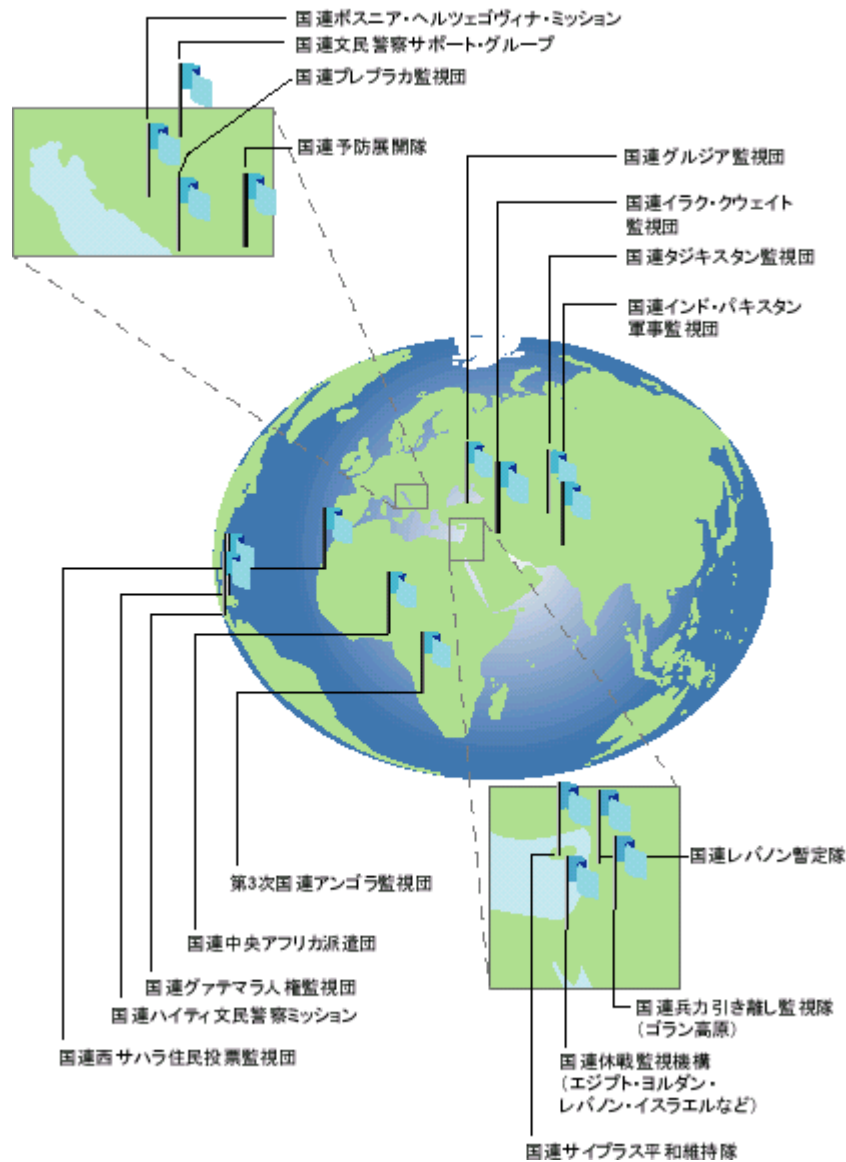


第3節 国際社会の安定化のための努力

1 国際連合などの対応

国連によるPKOは、規模が拡大し新たな取組も実施されてきたが、能力的な限界が認識されつつあり、また、財政問題など検討すべき課題も多く存在している。

第1-3図 国連平和維持活動が行われている地域(1998.4.30現在)



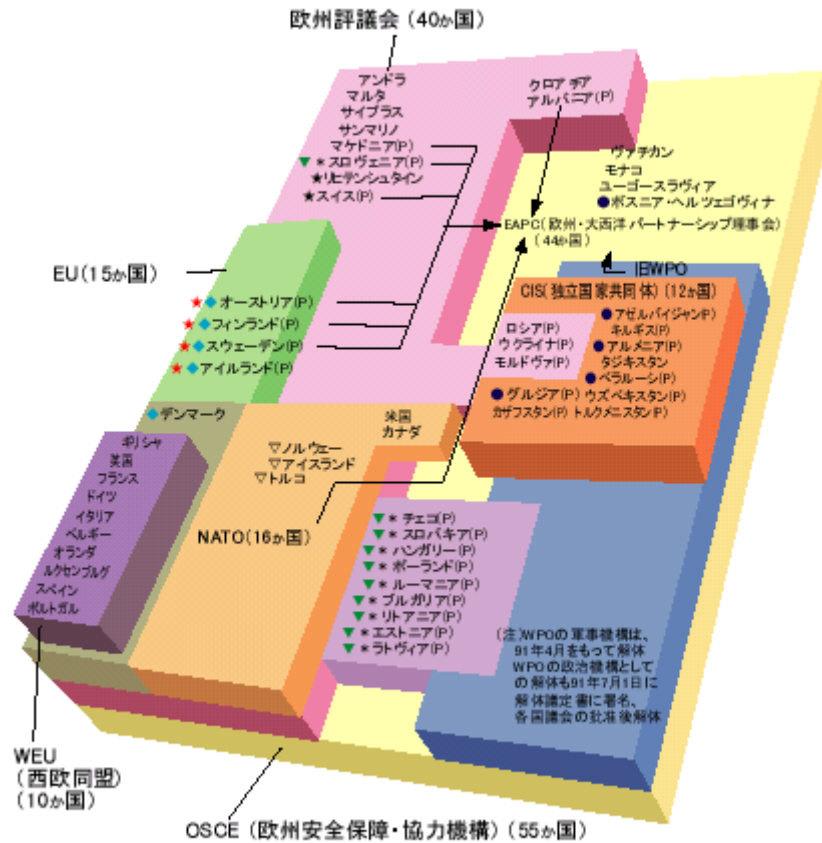
大量破壊兵器やミサイルの移転・拡散を防止する体制（包括的核実験禁止条約（CTBT）、いわゆる化学兵器禁止条約（CWC）や生物兵器禁止条約（BWC）、ミサイル輸出管理レジーム（MTCR）など）を強化・拡充する努力のほか、通常兵器及び関連汎用品・技術に関する輸出管理に向けた動き（ワッセナー・アレンジメントなど）も見られる。

2 米露及び欧州における各国の対応

米露間で、第2次戦略兵器削減条約（START）など核兵器の削減を目指す動きが見られるほか、欧州の通常兵器の削減について欧州通常戦力（CFE）条約などが締結されている。

欧州では、NATO、西欧同盟（WEU）、欧州安全保障・協力機構（OSCE）などの従来から存在している機構を強化、相互補完する方向が模索されている。WEU強化のような欧州の主体性強化への動きの一方で、欧州の安全保障では依然NATOが中心的な役割を果たしている。

第1-4図 欧州の安全保障機構一覧表



「凡例」★：中立国 *：EUとの欧州協定連合協定署名国（10か国）●：欧州評議会特別招待ステータス（5か国）
 (P)：FPF調印国（2か国）、▽：WEU準加盟国、▼：WEU提携協力国、◆：WEUオブザーバー